

西予市建設工事共同企業体事務取扱要綱

平成 16 年 4 月 1 日
西予市告示第 580 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する工事(以下「市工事」という。)の競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「工事」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

2 この告示において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この告示において「経常建設共同企業体」とは、優良な中小の建設業者(法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。)が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

4 この告示において「有資格業者」とは、西予市建設工事請負業者選定要領(平成 16 年西予市告示第 581 号。以下「選定要領」という。)第 3 条の規定による格付をされた者をいう。

5 この告示において「契約担当者」とは、西予市会計規則(平成 25 年西予市規則第 12 号)第 3 条第 4 号に規定する部等の長をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる市工事は、1 件の設計金額がおおむね、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額以上の規模の工事であって、工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められるもの、及び市外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため共同施工が必要と認められる市工事、その他共同施工が必要と認められる市工事とする。

- (1) 土木一般 5 億円
- (2) 建築一般 5 億円
- (3) その他 2 億円

2 前項の規定により、特定建設工事共同企業体により市工事の競争入札等を

行わせることとした場合であっても、市工事にかかる特定建設工事共同企業体(その構成員を含む。)以外の有資格業者であって市工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格)

第4条 市工事の競争入札等に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(特定建設工事共同企業体の構成員の数)

第5条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに市長が定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 市工事に対応する工事種類(選定要領第7条第2項に規定する工事種類をいう。以下同じ。)の選定要領第3条の規定による等級別格付の等級が最上位等級である有資格業者の組合せ又は当該等級別格付の等級が最上位等級である有資格業者及び当該等級別格付の等級が最上位等級の直近の下位等級である有資格業者の組合せであること。

(2) 一の特定建設工事共同企業体の構成員が、同一の市工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

(特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等)

第7条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 市工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、市工事と同種の工事を施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。

(2) 市工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りではない。

(3) 市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

(1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上

(3) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(特定建設工事共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(特定建設工事共同企業体による競争入札の公告)

第10条 市長は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式
 - (2) 競争入札の場所及び日時
 - (3) 特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名
 - (4) 工事場所
 - (5) 工事概要
 - (6) 工期
 - (7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先
 - (8) 特定建設工事共同企業体の入札参加資格
 - (9) 特定建設工事共同企業体の有効期間
 - (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- (特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定により公告された市工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条の7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定により公告した市工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設共同企業体の競争入札等への参加)

第12条 市工事の競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、等級別格付をされたものでなければならない。

2 前項の等級別格付については、選定要領第2条の規定による等級別格付の例による。

(経常建設共同企業体の選定及び発注区分)

第13条 経常建設共同企業体についての選定要領第7条の規定の適用については、前条第1項の規定による等級別格付けを選定要領第3条の規定による等級別格付とみなす。

(経常建設共同企業体の資格要件)

第 14 条 第 12 条第 1 項に規定する等級別格付は、次条から第 18 条までに定める資格要件を満たす経常建設共同企業体について行うものとする。

(経常建設共同企業体の構成員の数)

第 15 条 構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

(経常建設企業体の構成員の組合せ)

第 16 条 構成員の組合せは、次の掲げる要件のすべてをみたすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条の規定にする中小企業者に該当する有資格業者の組合せであること。

(2) 市工事に対応する工事種類の選定要領第 3 条の規定による等級別格付の等級が同一等級又はその直近の等級である有資格業者の組合せであること。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

ア 一の有資格業者の市工事に対応する工事種類の選定要領第 3 条の規定による等級別格付の等級が他の有資格業者の当該等級別格付の等級の 2 等級下位の等級である組合せである場合であって、下位の有資格業者に十分な施工能力があると認められるとき。

イ 経常建設共同企業体が、第 12 条第 1 項の規定により等級別格付をされた後において、その構成員の等級別格付が変更され、等級に係る組合せの要件に適合しなくなった場合であって、継続的な協業関係を維持していると認めるとき。

(3) 一の経常建設共同企業体の構成員が、他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(経常建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第 17 条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 第 12 条第 1 項の規定による等級別格付を受けようとする工事種類の工事について元請けとしての施工実績を有すること。ただし、当該工事種類の工事について下請けとしての施工実績を有する場合であって、当該工事種類の工事を確実かつ円滑に施工できる能力を有すると認められるときは、この限りではない。

(2) 第 12 条第 1 項の規定による等級別格付を受けようとする工事種類に対応する法の許可業種につき、法の許可を受けてからの営業年数が 3 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りではない。

(3) 市工事の請負金額が建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 1 項に規定する金額である場合にあっては、当該市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専

任で配置することができること。

(経常建設共同企業体の構成員の出資比率)

第 18 条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

(1) 構成員が 2 者の場合 30 パーセント以上

(2) 構成員が 3 者の場合 20 パーセント以上

(経常建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第 19 条 競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、あらかじめ経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める受付期間内に、市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 経常建設共同企業体協定書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格があると確認したときは、等級別格付を行うものとする。

3 経常建設共同企業体は、第 1 項に規定する経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

(経常建設共同企業体の解散等)

第 20 条 経常建設共同企業体の構成員が法第 29 条又は第 29 条の 2 の規定により許可を取り消されたときは、当該経常建設共同企業体は解散したものとみなす。

2 経常建設共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を市長に速やかに届け出なければならない。

(入札書)

第 21 条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

(契約書)

第 22 条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第 23 条 この告示に定めるもののほか、市工事の競争入札等における共同企業

体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の宇和町建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成 13 年宇和町告示第 37 号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則([平成 24 年告示第 123 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成25年告示第56号](#))

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則([平成29年西予市告示第136号](#))

この告示は、公布の日から施行する。